

# 第 1 5 7 回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

平成 2 2 年(2010 年) 1 1 月 4 日(木)

議 事 録

会議名		第157回杉並区都市計画審議会
日 時		平成22(2010)年11月4日(木)午前10時～午前11時15分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上・中井・金子・関口 〔区 民〕 今村・徳田・倉本・上野・松枝・ 小 國・*** 〔区議会議員〕 安 齊・***・川原口・井 口・藤 原・ 小 川・大 泉 〔関係行政機関〕 海老原・一ノ口
	説明員 (区)	〔政策経営部〕 企画課長 〔危機管理室〕 防災課長 〔区民生活部〕 産業振興課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、 まちづくり担当部長、都市計画課長 調整担当課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長、 土木管理課長(道路区域整備担当課長兼務)、 建設課長、交通対策課長、みどり公園課長、 鉄道立体担当課長、杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境清掃部長、環境課長
傍聴	申 請	2名
	結 果	2名
配布資料		郵送分 第157回杉並区都市計画審議会次第 配布資料一覧 <審議事項> ・議案1 東京都市計画生産緑地地区の変更 [杉並区決定] 議案書 参考資料 ・議案2 東京都市計画公園の変更 [杉並区決定] (杉並第2・2・46号和田一丁目公園) 議案書 参考資料 当日配布資料なし
議事次第		1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 議席の決定 4. 署名委員の指名 5. 傍聴申出の確認 6. 議題の宣言 7. 議事 〔審議事項〕 東京都市計画生産緑地地区の変更 [杉並区決定] 東京都市計画公園の変更 [杉並区決定] (杉並第2・2・46号 和田一丁目公園) 8. 事務局からの連絡 9. 閉会の辞

## 第157回杉並区都市計画審議会

- 都市計画課長 定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。
- 今日は、太田委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。遅れて見える委員の方もいらっしゃると思いますが、都市計画審議会委員21名のうち現在18名の委員が出席されておりますので、第157回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。
- 会長 それでは、ただいまから第157回杉並区都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ち、事務局から報告がありましたらお願いいたします。
- 都市計画課長 では、事務局から、杉並区都市計画審議会条例第2条第1項第2号に定める区議会議員の委員の委嘱がありましたので、ご報告いたします。
- 区議会議員の委員のお1人が替わられまして、新たに区議会議長の推薦により大泉委員に委嘱をさせていただきましたので、ご紹介いたします。区議会議員の委員で、大泉時男委員でございます。
- 委員 大泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 都市計画課長 なお、委嘱状は机上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
- 続きまして、前回ご欠席のためご紹介できませんでした新委員の方々をご紹介させていただきます。
- 学識経験者委員で、金子忠一委員でございます。
- 委員 金子でございます。よろしくお願いいたします。
- 都市計画課長 金子委員には一言いただいてよろしいでしょうか。
- 委員 改めまして、おはようございます。東京農業大学の造園科学科におります金子でございます。都市緑地計画とか環境計画、あるいは公園計画等を専門としております。杉並区さんとはみどりの基本計画等でお手伝いさせていただいたことがございますけれども、今年度より都市計画審議会のメンバーとしてお手伝いさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 都市計画課長 ありがとうございます。
- 引き続き新委員の方をご紹介させていただきます。
- 区民委員で、倉本昭吾委員でございます。
- 委員 倉本でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 　同じく区民委員で、大原一興委員でございます。まだきょうはお見えになっていらっしゃいません。

　区議会議員の委員で、小川宗次郎委員でございます。

委員 　小川でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 　なお、委嘱状は机上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

　続きまして、新たに委員の委嘱がありましたので、都市計画審議会運営規則第4条に基づく議席の決定を会長にお願いしたいと存じます。

会長 　では、議席については現在お座りのところを議席にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（異議なし）

会長 　ありがとうございます。

　それでは、現在お座りの席を議席とさせていただきます。

都市計画課長 　ありがとうございました。ただいま会長より新しい議席をお決めいただきましたので、若干お時間をいただきまして、新しい議席表を配付させていただきます。

（議席表配付）

都市計画課長 　引き続きまして、本日の署名委員をご指名願います。

会長 　それでは、本日の会議記録の署名委員として川原口委員にお願いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

　次に、本日の傍聴の申し出はどうなっていますか。

都市計画課長 　本日は、\* \* \*さんほか1名の方から傍聴の申し出がございましたので、ご報告いたします。

会長 　それでは、ただいま事務局から報告がありました傍聴人の方の申し出を許可いたしますが、よろしゅうございますね。

（異議なし）

会長 　どうもありがとうございます。

　それでは、事務局から議題の宣言をお願いしたいと思います。

都市計画課長 　本日の議題は審議案件が2件でございます。

　審議案件は、「東京都市計画生産緑地地区の変更〔杉並区決定〕について」と「東京都市計画公園の変更（杉並第2・2・46号和田一丁目公園）〔杉並区決定〕について」でございます。資料はお手元の配付資料一覧の内容となっております。説明に入ります前に確認をお願いいたします。

会長

それでは、審議案件の議事に入りますが、審議案件の1件目、「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、最初に説明をよろしくお願いします。

都市計画課長

それでは私から、議案1、「東京都市計画生産緑地地区の変更について(案)」のご説明をさせていただきます。

本件は、前回の都市計画審議会でのその動向について報告をしたものでございます。本件は杉並区決定の都市計画となっております。既に東京都に対して同意協議の申請を行い、平成22年8月5日に同意を得ました。その後、8月30日から9月13日までの間、都市計画法第17条に基づく公告・縦覧を行いました。縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

それでは、説明の前に資料の確認をさせていただきます。

まず、議案1といたしまして、「東京都市計画生産緑地地区の変更について(案)」というホッチキス止めの4ページの資料と、「地区総括図」という杉並区決定分の青焼き図面、「生産緑地地区関係資料」というホッチキス止め6ページの資料でございます。よろしいでしょうか。

議案のほうは様式が決まっておりますので、わかりやすいよう関係資料を用意いたしました。恐縮ではございますが、議案と資料の両方を使って説明をさせていただきます。関係資料の5ページをお開きいただきたいと存じます。

資料4によりまして、生産緑地の概要について簡単にご説明をさせていただきます。生産緑地は、1に記載のとおり、市街地内にあります農地等に着眼しまして、適正な緑地保全を図るため、都市計画の地域地区の1つとして都市計画決定する制度でございます。指定要件でございますが、面積が一団で500平方メートル以上あること、農業の継続が可能であることでございます。

2の規制及び特例でございますが、農地として管理すること、必要と認められる建築物以外は建築できないこと、宅地造成を行わないことが規制でございます。特例でございますが、相続税の納税猶予がございます。並びに固定資産税及び都市計画税については、生産緑地農地として低評価しております。それから、地方公共団体等に買い取られる場合につきましては、譲渡所得の課税の中から1,500万円の控除になってございます。

3の生産緑地地区の動向でございますが、平成3年の生産緑地法改正に伴い、税制改正も行われたため、平成4年の都市計画変更において、それまでの61地区から166地区(48.04ヘクタール)に急増いたしました。平成21年

の都市計画変更及び旧2種の生産緑地地区の失効後、生産緑地地区は145地区(38.22ヘクタール)となり、平成4年時に比べると21地区(9.82ヘクタール)減少しております。

4の都市計画の変更(削除)手続きでございますが、3つの買取り申出提出要件に該当するとともに、生産緑地法及び都市計画法に基づく手続きを経なければならないとなっております。

裏面の6ページをごらんください。(2)区等が買い取らない場合の削除の手順の概要といたしまして、1から3までの手続きを行い、本日、4の都市計画変更(削除)手続きという段取りで来ているところでございます。

(3)区が買い取る場合の価格評価基準等でございますが、公示価格の住宅地価格を基準として評価をするということでございます。なお、買取りが成立した場合でも、都市計画変更(削除)の手続きを行うこととなります。

5の生産緑地地区解除後の土地利用等の現状でございますが、これまでも削除に伴いまして4カ所を区民農園に活用してございます。それと、宮前2丁目地区地区計画の地区施設として、区道の整備用地として活用してございます。残念ながらその他の分については宅地化となっているということでございます。それから、118番の地区におきましては、市民農園制度による体験型農園も開園されているところでございます。

6の杉並区全体の緑地から見た生産緑地地区の割合でございますが、杉並区総面積3,402ヘクタール、緑被地(平成19年度)が743.01ヘクタール、生産緑地面積(平成21年度、旧2種生産緑地地区失効後)が38.22ヘクタールでございます。従いまして、平成19年度の緑被地を基準とした緑被率が21.84%で、緑被地に対する生産緑地の割合が5.14%になっている状況でございます。

以上が生産緑地の概要でございます。

それでは、議案1を説明させていただきます。議案1の1ページでございます。

第1といたしまして、種類及び面積、生産緑地地区、約38.00ヘクタールでございます。

第2に、削除のみを行う位置と区域は2件ございまして、計約2,190平方メートルの削除となっております。削除理由につきましては、主たる従事者の死亡と故障により生産緑地の機能を維持することが困難ということで、生産緑地法第14条による行為制限解除によるものでございます。

それでは、案件ごとに説明をいたします。まず、地区番号 60、桃井四丁目地内約 1,000 平方メートル、地区の一部でございます。

申し訳ございませんが、関係資料の 1 ページをごらんください。事由及び経過等につきましては記載のとおりで、現在は一部宅地化しております。

議案の 3 ページの地図と関係資料 2 ページの写真をごらんください。議案の 3 ページ、60 番、地図の中央より少々上あたりで黒く塗ってある地区がございます。それから、資料の 2 ページでございますが、上の 60 の一部ということで、これが写真でございます。現在畑となっている部分が一部削除により残る部分で、住宅の建っている部分を含めた周辺部分が今回削除するところでございます。

次に、2 番目の地区番号 88 でございます。議案の 1 ページへ戻りまして、宮前五丁目地内、約 1,190 平方メートル、地区の一部でございます。関係資料につきましては 1 ページの 2 番目になりまして、事由及び経過等は記載のとおりで、現在、更地で宅地化の予定でございます。地図と写真でございますが、地図につきましては議案の 4 ページでございまして、地図の中央より左側で黒く塗ってある地区でございます。写真につきましては、資料の 2 ページ、下の写真でございます。

買い取りの検討につきましては、行政計画の有無や各所管における有効活用の可能性、区の財政状況等を総合的に勘案して判断いたします。また、有効活用の可能性がある場合には、さらに当該土地の地形、接道条件、その他の公有地としての立地条件を精査するとともに、所有者のご意向を確認し、買い取りの判断をしております。今回もこのような検討を行いましたが、買い取りには至りませんでした。

それでは、次に、議案の 2 ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。

各地区の変更前、変更後、変更の内訳を表にしたものでございます。表の中で、番号 66 につきましては精査による面積増を示したものでございます。精査とは、都市計画の変更には当たりませんが、位置及び区域は変更せずに、面積表示のみの増減を行う必要がある場合に行います。今回、現況実測を行った結果、面積が 20 平方メートル増加したと土地所有者より報告を受けたものでございます。そのほか、面積の合計、件数、変更の概要につきましては記載のとおりでございます。

以上が今回の都市計画の変更でございます。

青焼きの地区総括図につきましては、地区番号を黄色のマーカで塗ってある箇所が今回削除により変更する箇所、ピンクのマーカで塗ってある箇所が今回精査により変更する箇所でございます。

最後になりますが、資料の3ページをごらんください。これが杉並区決定として平成4年から平成21年度までの生産緑地地区の動向でございます。平成4年から始まりまして、4ページの一番下段が今回予定している平成22年度の案件の状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、この変更についてご質問、ご意見がある方、どなたでも結構です。特にご意見はありませんか。

委員

平成4年以降の資料3の一覧を見ると、取得した用地はゼロということではないのかなのか。

都市計画課長

それは生産緑地の追加ということでしょうか。追加はこの表の中に、平成5年、6年、7年、8年、11年、12年、13年、それから19年、21年についてもそうですけれども、追加の決定をしてございます。

委員

追加というのはどういう意味ですか。区が何か取得して、ほかの用途で使ったという意味なんですか。そうだとすれば、どういうものになったのか。

都市計画課長

こちらの追加というのは、今まで市街化農地だったものが生産緑地に変わったということで、区で特に取得をしたものではございません。

委員

そうすると、区が取得したのはゼロということではないと思うんですけども、

会長

要するに、質問の意味をちょっと課長は分かっていないんだよ。

委員

緑地とは全然違う用途として区が取得したのものがあるのかなのか。

都市計画課長

失礼いたしました。関係資料の5番のところにありますけれども、これのうち宮前二丁目地区地区計画の地区施設として区道の整備をしたものが区として取得したものでございます。

委員

わかりました。それで、前回もお聞きしたんですけども、緑被率を高めるという区の目標をしっかりと定めて、そうしたもとの生産緑地についてはできるだけ保全、あるいは緑地として残していくという計画もしっかり持たなければいけないのではないのかと。ただし、区の財政状況があるので、すべて取得というわけにはいかないと思うんですけども、その辺について今後もやはり生産緑地地区の変更ということがあり得るので、その場合、緑被率を高めるという点からどういう目標を持つのか、あるいは持たないのか、その



点について伺いたいと思います。

都市計画課長　　今までは生産緑地の買取り申出が提出されてから1カ月という短い期間で買い取るか買取らないかというような検討を行ってまいりましたが、都市計画審議会のご意見も入れまして、まちづくり推進会議の幹事会というところに事前に報告して、できるだけ長い期間をとって用地の保全活用の検討を行っていくということで、できるだけ生産緑地の保全に努めているところでございます。

委員　　そうはいても、この期間、余り取得はされていない状況だと思えます。区長も替わって、できるだけ都市農園の保全みたいなことが所信表明でも言われたような記憶があるんですけども、その点で方針の幾らかの変更というのがこれからあるのかどうなのか、この点についても伺います。

都市整備部長　　今、区長が替わったというお話もありましたけれども、緑地保全については今、ひとつの曲がり角になっているかなと思っております。

一つは、先ほど都市計画課長からご説明したように、こういう生産緑地の買取り請求が出た場合に、やはり計画事業があるか　その地域において例えば公園ですとか、あるいは施設ですとか、そういう計画事業が予めあるかということが、これまで大きな要素でありました。さらに一昔前になりますと、財政が今ほど厳しくなかったので、先行取得ということで土地を買っていた時代もございました。ただ、今はそれがなかなかできませんので。そうしますと、計画事業がない場合に、今ご指摘のありましたような緑地保全、緑被率の向上という観点から、そういう土地を買うかどうかという判断をしなければいけません。今のところ、実際に施設として使うときには、先ほどご説明したように、接道の条件とか、地形とか、あるいは実際には地権者の方に既にご計画があるような場合もございます。そういうことを様々に勘案しますと、計画事業がない場合にはすぐそれを買取るということが今は難しい状況にあります。

もう一方で、まさにご指摘がありましたように、このままだと農地あるいは樹林地、生産緑地等、まとまったみどりが減る一方ということになりまして、どこかでやはり、景観上、区民の生活上、非常に重要な緑地等については、何らかの形で保全していかなければいけない。この2～3年、そういう検討はしてまいりましたが、なかなか最終的には相続税制の問題もございまして、買取り以外に有効な決め手がないというのが、実は現状でございます。

そういう中で、樹林地も含めまして区内でまとまったみどりを、どう保全していくかということについては、現在も実は検討中ということでございます。今後、基本構想の新しい検討等も始まってまいりますけれども、その中でも、これまで検討してきた流れを引き継ぐ形で、何とかそういう保全の道筋をつけていきたいと思って、今、精査しているところでございます。

委員

区長が替わってという話を最初させていただいて、区長の考えとしては結構積極的に、何とか都市農園を守りたい意向というふうに、前の区長と比べると、少し考え方が変わってきたのかどうかという点をもう一度聞きたいのと、都市計画審議会では杉並区決定の報告なので、これを覆して何とかしろと言う訳にはなかなかいかないですけれども、もう少し何か事前に、決定前に意見を聞くとか、そういうことができないかどうかを最後に伺っておきたいと思えます。

都市整備部長

区長の考えということですが、前任の区長の時代もやはり相続税制度に対する国へのアピールということで、周辺自治体と提携をして、一定の大会のようなものを開いてそういうアピールを行ったこともございました。そういう意味では、屋敷林等の樹林地を残したいという気持ちは前任の区長も持っていた訳ですけれども、今後、まちづくりを進めていくに当たって、やはり適正な緑地、また、みどりの基本計画を改定いたしまして、さらに緑被率を高めていくという目標もございますので、そういう意味では、いかにこういうまとまったみどりを残していくか、ということについても真剣に検討してまいりたいというのが、区の姿勢でございます。

委員

都市計画審議会は決定ということなんですけれども、もうちょっと何か事前にどうなのかという意見を聞く場があるのかどうか。

都市整備部長

先ほど都市計画課長のご説明にもございましたけれども、これまでも庁内的に行政計画の有無とか、あるいは所管で活用方法がないかということについては事前に庁内で十分に検討した訳ですけれども、今回さらに定式化をしまして、庁内の組織であるまちづくり推進会議という、まちづくり担当の副区長を議長とする会議がございますので、こちらの会議の中で正式に下部の組織をつくりまして、そこできちんと検討するという形にいたしました。

それは庁内のお話で、さらにどうお諮りするかということとはございますけれども、都計審については今日のような形で、事前に必ず生産緑地の動向についてご説明をした上でその次の都計審においてご議決をいただくという形になっておりますので、ご議論については前回一定のご質問等をお受けした

ところでございますが、そういう方式に依らせていただければと思っております。

会長

ほかにはどうでしょうか。

もしなければ、この変更についてはこのまま原案どおりということによろしゅうございますか。

(異議なし)

会長

どうもありがとうございました。

それでは、この件については、区には異議なしということで答申することになります。

続いて、審議案件の2点目、「東京都市計画公園の変更(和田一丁目公園)について」説明をお願いします。

みどり公園課長

私から、議案2、「和田一丁目公園の都市計画変更について(案)」のご説明をさせていただきますが、説明に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

まず、表紙に「東京都市計画公園の変更について(案) - 杉並第2・2・46号和田一丁目公園 - 」と記されているもので、3ページになっているものでございます。

そのほかに参考資料をご用意してございますが、こちらは5ページから成ってございます。すべてお手元でございますでしょうか。不備がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

では、案件の説明に入る前に、まず初めに、今までの手続きの概要について参考資料のほうを見ていただきながらご報告させていただきます。参考資料の1ページ目をお開きください。

まず、和田一丁目公園の都市計画についての地元説明会、7月15日の午後7時から、和田中央児童館において、公園の都市計画について住民説明会を開催いたしました。なお、この説明会の案内は、公園予定地周辺の約1,700戸にご案内のチラシを各戸配布してございます。その結果、20名の方々がご出席いただきました。

住民説明会では都市計画公園とすることについてはご理解とご賛同をいただき、今後は地域住民と情報を共有しながら公園の設計を進めていってほしいというご意見をいただいております。また、都市計画変更に先立ち、事前に都知事の同意が必要となりますが、8月5日に同意する旨の同意書が送付されております。案の縦覧は手続きに従い、記載のとおり8月30日から

9月13日まで2週間、都市整備部都市計画課において行いました。その結果、閲覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

次に、杉並区における都市計画公園の概要と和田一丁目公園の計画地の現況と周辺の状況について説明させていただきます。参考資料の2ページ目をお開きください。

こちらに杉並区の主な都市計画公園・緑地をお示ししてございます。杉並区の都市計画公園・緑地配置の特徴といたしましては、善福寺川、神田川、妙正寺川といった河川沿いに多く広がっていることが挙げられます。また、国有地や企業グラウンドの跡地などをバランスよく配置し、このことがみどりのネットワーク形成につながるものと考えてございます。この地図には小さいため記載しておりませんが、比較的大きな都市計画公園のほかに、街区内に居住する人たちの利用を目的とした住区基幹公園として現在45カ所の街区公園がございませぬ。

参考資料の次のページをお開きください。杉並区の都市計画公園種別ごとの計画決定箇所数と面積などを載せた総括表を付けてございます。全体を見ますと、一番下段になりますが、平成22年4月1日現在で計画決定箇所は61箇所、169.49ヘクタール、そのうち区民の皆様にご利用いただいている供用済み箇所数としては、55カ所、80.34ヘクタールが供用されてございます。計画面積に対する供用率については47%となっており、今後、未供用部分の整備が課題となっております。

参考資料の4ページをごらんください。こちらは和田一丁目公園の現況写真でございます。当該地はかつて防衛省が所有する土地で、防衛省が管理する広場として地域の皆様へ開放されておりました。現在は当時の施設は撤去されておりますが、敷地内に桜やシイ、ツツジ類などの樹木が多く残っており、地域の貴重なみどりのストックとなっております。1番目の写真が公園の内部から北西部を見た方向、2番目が南東部を見た方向、外周が高く、擁壁で覆われている3番目の写真と、4番目も外周部の写真でございます。

5ページ目をごらんください。和田一丁目公園周辺の公園の状況を示してございます。周辺には都市公園として和田中央公園、和田東公園、和田十間坂緑地など小面積の街区公園と、少し離れておりますが、北西に蚕糸の森公園が配置されております。ただし、都立公園のような大きな公園はございません。当該地の和田一丁目公園の区民1人当たりの区立公園面積は0.38平方メートルでございます。区全体の区民1人当たりの区立公園面積1.03平方

メートルに比較して半分以下となっております。

続きまして、案件の説明に入らせていただきます。議案2の1ページ目を  
ごらんください。計画書として本件の概要を示してございます。

変更理由につきましては、記載のとおり、都市計画公園の配置、利用を検  
討し、東京都市計画公園の変更として和田一丁目公園を追加するものでござ  
います。

表中に記載のとおり、種別は街区公園でございます。公園の名称は和田一  
丁目公園でございます。番号は杉並第2・2・46号、最初の2は公園区分で、  
街区公園を意味します。次の2は規模で、1ヘクタール未満をあらわします。  
最後の46は通し番号で、杉並区の都市計画公園のうち46番目の街区公園と  
いうことになります。

位置でございますが、杉並区和田一丁目地内で、面積は約0.21ヘクタール  
となっております。備考に整備予定の公園の主な施設内容を記述してござい  
ます。

次に、議案資料の2ページ目をお開きください。総括図として、A3判の  
都市計画図に本公園の位置を示してございます。丸で赤く囲ってあるのが計  
画地でございます。当地は、東京メトロ中野富士見町駅の北約350メートル  
にございます。北に350メートル行きますと青梅街道、南へ350メートル行  
きますと本郷通りがでございます。東側100メートルは中野区境となっており  
ます。用途地域は第一種低層住居専用地域でございます。

議案資料の3ページ目が計画図でございます。都市計画公園の計画図をお  
付けしてございます。太線で囲まれた部分が今回の計画の範囲となってい  
ます。周囲約270メートル、面積約0.21ヘクタール、坪にして約630坪の  
広さでございます。大きく北部分と南部分とに分けられ、ほぼ平坦ですが、  
それぞれが北と南ではおよそ5メートルの段差がある特徴ある地形となっ  
てございます。周囲は杉並区道に囲われ、北側は防衛省の和田宿舎となっ  
てございます。

杉並区では、杉並区まちづくり基本方針の中で「みどりの水の空間軸づく  
り」を1つの柱としています。そして、杉並区みどりの基本計画の中では、  
区内全域を緑化重点地区に定め、緑化施策に取り組んでいるところでござ  
います。区といたしましては、当該地周辺の公園の配置、充足度、既存樹木  
の保全、地域の防災性の向上などの観点から、当該地を貴重なオープンス  
ペースと認識しております。また、これまで広場として地域の人々に利用されて

いたこと、区内でも緑被率が最も低いゾーンの1つであり、みどりの保全と育成を求められていることから、都市計画施設の公園として計画決定をいたしたいと考えております。

当該地につきましては既に杉並区が取得済みでございますが、都市計画決定をご承認いただければ、地域の防災機能の向上と既存樹木の保全、新たなみどりの創出を目指して、地域の皆様とともに話し合いを進めながら公園を整備してまいりたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。

どうぞこれについてご意見、ご質問がございましたら。

委員 まず、今後の手続き 今、住民の方々のご意見を伺っていきながら公園づくりを進めていくというお話でしたけれども、具体的にはどのような形で住民の皆様のお声を聞いていくのか。その住民の方の対象、意見を伺う方の対象をどのように考えていらっしゃるのか。今後の手続きのプロセスをちょっと教えてもらいたいんですけども。

みどり公園課長 7月の都市計画決定の説明会の際にも、公園の概要については地域の方のご意見をいろいろいただきました。それを参考にして、地元からいただいたご意見を反映した計画案を示す準備を今進めているところでございます。今後は、今年度中にそれをもとにして公園計画を定めて、来年度、工事をしていきたいと考えてございます。

会長 質問をされたら、質問の要旨をちゃんと的確にとらえて、それに的確に答えただけませんか。今、地域の住民の範囲はどこまでですかと聞いているんですよ。ところが、7月に住民の意見を聞いたからという答えでは答えになっていないじゃないですか。

みどり公園課長 7月には先ほど申しました和田一丁目周辺、1,700戸に各戸配布でピラを配布してございます。その結果、説明会には20名の方がお集まりいただきました。その方々のご意見をいただいた上で、再度、その方々を含めて1,700戸にピラを配布して、ご意見をいただいて、意見を取りまとめていく予定でございます。

委員 先ほどもご説明で1,700戸に配布をして、来られた方々が20名だったと。これは適正というか、ある程度想定内の出席人数なのではないでしょうか。

みどり公園課長 一般的に公園の説明会は少ないときには10名未満のときもございませけれども、ここは周辺の方の関心が非常に高く、20名は比較的预期よりは多かったのかなと思ってございます。

委員 来年度工事をするということなんですけれども、来年度中には新しい公園として区民に開放されると思っていてよろしいんでしょうか。大体の目途というのはあるんでしょうか。

みどり公園課長 あくまでも、来年度予算がまだ通っておりませんので、予定としては、今年設計をして、来年工事という予定でございます。目途としては秋から年末にかけて、順調にいけばそれぐらいにはできるのかなと思ってございます。

委員 この「和田一丁目公園」という名前はこれでもう決まりということですか。

みどり公園課長 これはあくまで都市計画名称ということでございまして、公園の正式名称につきましては地元の町会等にご意見をお聞きして決めていきたいと考えてございます。

委員 先ほど地域の防災機能だとか、みどりの保全だとか、さまざまな観点からこれから計画を進めていくんだというお話がありましたけれども、区としてはこの公園についてどういう機能を期待しているのか、何かそういったものがあるのかどうか。また、そういったことについては住民の方々にもしっかり区的意思を示していくのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

みどり公園課長 大きくはこの地域でも少ないまとまったみどりが残っているので、これは生かしていきたいと思っていますし、あと、先ほどから和田一丁目地区については防災性の話もありますし、この場所についてはそういった面での整備は区としては是非やっていきたいと思えます。あとは、地元から今までの防衛省時代の意見もいろいろいただきましたので、その辺も含めて内容を詰めていきたいと思っております。

会長 ほかにはどうでしょうか。

委員 この場所は私も1回見に行っているんですけども、高低差がありますよね。特にその上と下のつながりのところは大変狭い幅になっていたと思うんですけども、この地形と高さをどういうふうに考えているのかお尋ねします。

みどり公園課長 高低差は非常に南側と北側でございます。実際にスロープ等で上下の段差を解消するとしますと、園地の平面となっている部分をかなり犠牲にするような形になると考えてございますので、地元には、スロープで接続する考え方と、そういったスロープではなくて階段状につくる考え方を、2案示してご意見をいただいております。今後、地元とさらに意見を詰めさせていただいて、つながり部分を十分利用ができるように考えていきたいと思っております。

委員 例えば、特徴ある公園という形を考えた場合には、そういう利用度というの

はないですか。

みどり公園課長 高低差を生かして利用することも検討はしたんですが、いかんせん高低差がある部分の幅がどうしても狭いというのがかなり制約条件にはなっております。いろんな形で高低差を利用して、そこに遊びの要素を入れられないかということも詰めたんですが、両側に区道が面していますので、当然交通量のあるところなので、その辺の安全を考えていくと、なかなか難しいかなと思います。

委員 考えるとおもしろいなと、私は思ったんですけども。

それと、あそこは桜の木がたくさんありましたよね。大変きれいな桜だと思うし、花見のときなどは地域の人も大変喜ぶ場所ではないかなと思いますが、その辺のところについてはどういうふうに計画のときに取り入れるつもりでいらっしゃいますか。

みどり公園課長 桜については、工事等で残せるものは可能な限り残していきたいとは考えているんですが、南側の高低差、区道との3メートル以上の擁壁ができる部分で、道路を後退する部分では若干木を切らざるを得ないかなと考えてございます。桜についてはなるべく残るような形では考えていきたいと思っております。

委員 是非、その辺は考えていただきたいなと思います。何でもつくるときに切ってしまうと楽なんですよ、公園にするにはね。でも、なるべくそれを残しながら、いい公園をつくっていただければなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員 私は、先ほどこの地形がよく分かっていなかったんですが、周辺の道路が細い場合の少し拡幅とか、角地の整備とか、そういったこともあるのかなと思うんですが、その場合、都市計画公園としてこの面積で決定していいのか、道路用地も含めて都市計画公園として決定するのか、何かその辺は整理されているのでしょうか。

みどり公園課長 それについては、この区域で決定していただきたいということで整理をさせていただきました。

会長 いや、それでは今の質問者の質問に答えていないじゃないですか。これは要するに、みどり公園課長が答えるべきか、土木の道路のほうか答えるべきか、そこはどうなんですか。こっちはそうやって言い張って、公園だ、公園だと言ってしまうけれども、周りの道路のほうから見たら隅切りがない、こんな格好のまま公園に決定されたら困るという議論が区の中でされていないんで



すか。

みどり公園課長 それはしています。

会長 だから、どうしてこんな結果になったんですかということを知っているんです。隅切りをとるべきじゃないかと。公園区域から外すべきじゃないかという、それが質問ですよ。

みどり公園課長 道路予定地として下げるところについては公園区域から外すべきではということなんですが、それについては道路との協議の中で、道路区域と都市計画公園の区域については、その空間については重複の形で整備をしていくような形になります。公園が後退して、道路を拡幅して、隅切り部分についてもそういう形で整備するようになる予定でございます。

会長 あなたが言っている分には、こちらの質問者は信用できないんだよ。道路側がちゃんとそれをギャランティしてくれるという話じゃないと。

土木担当部長 これにつきましては、そのように協議をしてきちっとやっていきます。

会長 それだったら、公園区域からちゃんと外した格好で都市計画決定していただいたほうが筋なんじゃないですか、というのが今の質問だと思うんですね。でき上がってみると、いつもこれで公園にとられて道路が泣いているんだよね。設計の中でちゃんとそういう図面になっていない可能性があるんです。

委員 それから、緑被率とか、公園率とか、そういう数字も道路部分を含んだ数字なのかとか、ちょっと整理が分かりにくいというか。その辺をきちっとした形で数字の根拠も示していただきたいなと思います。

みどり公園課長 都市計画の区域として決定する公園と、後退して道路に提供される部分が都市計画決定上重複しているのは除くべきという趣旨だというふうに理解はしてございます。

会長 緑被率とかいうときに、重複している部分をみどりだと言って計算してしまうでしょう。そうすると、うその緑被率が出てくるんじゃないですか、そういうことはしないほうがいいんじゃないですかという趣旨ですよ。

みどり公園課長 はい。趣旨的には、緑被率なり土地利用として、道路にかかっているみどりを緑被率としてカウントするかしらないかという部分でいくと、あくまでも、緑被率は空中から見てみどりに覆われている部分がどれくらいあるかという考え方でございますので.....。

会長 そうでしょう。ぎりぎりのみどりではないところのみどりだということにしちゃうんじゃないですか、このやり方の決定でいけば。だから、緑被率が過大になるでしょうって。

委員

要するに、公園内に道路があった場合も公園で都市計画決定しているとか、そういうことだと思うんですけども、今回は公園内の道路じゃなくて、周辺の市街地整備に入るし、何かちょっと決め方として、今後の道路管理上も公園部分の道路と道路部分の道路と両方一緒にやるわけじゃないですか。そうすると、何か扱いとして整理がうまくないなと思うので、ちょっとそれを確認する意味でも質問しているんですね。

みどり公園課長

基本的に公園として計画決定をして、例えば道路として後退をしなければならない、あるいは隅切りをするという形の場合には、都市計画決定は都市計画決定としてこういう形で決定はさせていただきますけれども、公園として供用する部分と道路にする部分というのは、現実的には道路を後退して、隅を切って公園化しなければ、当然、道路部分の利用に課題が出ますので、2項道路で後退する部分、あるいは位置指定で公園が後退せざるを得ない部分というのは、実際に杉並の場合は整備をする際には後退をさせていただいています。きちっと道路にして、隅切りがある場合は隅切りをして、道路部分については道路の形態として整備をまいります。

現実的にはそういう形で、公園と道路として、形としてはその公園部分に道路が入っているような、都市計画区域の中に道路が入っているような形で公園整備をしてきている場合が圧倒的に、杉並の都市計画公園の整備の場合はどうしても都市計画決定のほうが、当然、都市計画決定前に道路側との手続きをするという前提があって、都市計画道路の場合は都市計画公園と道路とは分けていますが、現実には例えば2項道路であったり、区道との関係性でいけば、区立公園の場合には道路が必要な幅員は確保する形で公園整備をさせていただいております。

ただ、計画決定区域はある面がいけば、ご指摘をいただくように、道路側にはみ出して計画決定をしているというのはこれまでもそうでした。実際に計画決定している部分を全部公園にするのかという部分でいけば、正式に言えば、本来でいけば、計画決定区域まで公園にしたいというのは公園管理者側に、都市公園ではそういう話になる場合があるんですが、現実には道路を後退しなければならない部分については公園を下げ、都市公園としての告示面積については減らす形で告示をさせていただいています。

ですから、通常の都市計画決定済みの公園と供用済みで供用している部分については当然その中で、本来で言えば、道路に供用した段階で都市計画決定を変更するというのが、逆に通常の場合は、実際に都市計画決定する前は

まだ土地の取得が済んでございませんので、そういう手続きをする中で都市計画決定をして、再度整備をする段階で道路として下げていくというのが現実的には杉並の公園の場合の区立公園の整備の実際の……。

委員

今おっしゃった杉並の手続きの手順というのがちょっと引っかけますけれども、都計審にかけるときそういう手続きですとか、こういう内容になっていますというのを整理して報告してもらったほうがいいように思いますね。実際の面積ではないということがきちっと分かったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。何かそれが杉並方式としたら、他区もみんなそうやっているのかとか、そういうことも気になってくるので、もしほかの区でやっていなかったら、その考え方を整理して改めていただきたいなという気もしますね。

みどり公園課長

では、その辺の関係性については一般論として整理をさせていただいて、現実的に都計審に諮る上で道路と公園の関係がこれがいいのかも含めて、他区の状況も含めて調査をさせていただいて、次のときに説明ができるようにしたいと思います。

会長

よろしいですか。ほかはどうでしょうか。

委員

資料の4ページなんですけれども、今後のお願いですが、街路幅員、いわゆる認定幅員と現況幅員とか、先ほどお話があったのは私道なのか、公道なのか、位置指定なのか、それとも1項5号なのか、2項道路か、そういうことが詳しく分かるようなものにしていただけると 今質問があった一方後退にならないとか、セットバックは2メートル未満だったら中心線があるとか、そういう街路条件についてももう少し詳しくご説明があるというか、見ただけでパッと分かるようなものにしていただければと思うんです。

例えば、本件地の南側のこの細い道路なんかは4メートルないように見えますし、そうすると、現況幅員と認定幅員がどうなっているのか、その街路条件だけでもつまびらかなものになるようにしていただければと思います。

みどり公園課長

今後についてはそういった部分、道路との関係性がある場合にはそういった資料を付けてまいりたいと思います。

会長

よろしいですか。今のところでもちょっと、私は会長ではなくて委員の1人として聞くと、この参考資料の4の図面ですよね。それから、議案2の最後のページを見ると、要するに公園予定地の一番北は本当は道路を東西に抜いて、そっちは公園じゃなくて道路にしたらどうかと。この絵を見るだけだと。現場はよく分かりませんが。そういう考え方もあったんじゃない

かなと思うんですね。そういう協議は、道路のほうと公園のほうは何かうまく協議をしたんでしょうか。それとも防衛省から払い下げなんだから、もう公園でやっちゃったほうが早いやというだけなのか。

みどり公園課長 現実的に土地を取得するに当たって、当然、道路の関係性とか、後退が必要であるかどうか事前に調査をした上で、公園で買ったほうが早いからという訳ではなくて、どういう活用があるかを検討した上で、公園用地として取得を決定した訳でございます。

会長 だから、あなたの意見だけを聞きたくないのよ。道路のほうの意見を聞きたいのよ。そういう調整をしたのかどうかという事実があるのかどうかをね。

土木管理課長 確かに私は現場を見まして、くびれているところがありますけれども、これにつきましては公園の一体性ということで.....。

会長 くびれているところなんて言っていないよ。

土木担当部長 会長の言われるような上のところを抜いたらどうだという検討はしませんでした。それは事実ございませんけれども、周辺の道路が2項道路とか、狭いので、それを将来どうするかという議論とか、広げた場合の公園の擁壁をどうするかというような話は十分議論をしております。

委員 私はここは余りよく知らないところなんですけど、これは公園としては全体はフラットなんでしょうか。

会長 いや、高低差が5メートル。

委員 だけれども、高低差が5メートルあるというのは南の面、例えば南側の民地と公園の差が5メートルあるということで、この公園としては何かウナギの寝床みたいになっていますけれども、これが全体がフラットになっているのか、それともこの中に高低差があるのかということをお教えいただきたい。

あと、現況写真の を見ますと、この道路の広さが大体どのくらいあるかということが全然わからないんですよ。ここに自動車でも1台止まっていれば大体広さが見当がつくんですけども、そういうものが全然ないということで、これは一旦こういうような形で公園にしてしまうと、あくまでもずっと狭い道路であり続けることになりますので、やはり道路というのは防災とか何かの関係で、区役所としては公園を削って道路をもうちょっと広げるといぐらいの勇断があってもいいのではないかという気がします。例えばのところの道路はどのくらいの広さがあるのかということをお伺いしたいんです。

土木担当部長      この現況写真の資料4を見ていただいて、最初の質問については、この公園はそれぞれはフラットですけれども、このところのところがくびれているところで5メートルの段差があるということなんです。崖地ですね。

それから、一番のところの道路につきましては、3メートルから3メートル60ぐらいの広さの確かに狭い道路でございます。それで、さらに一番のガードレールがあるところはさらにもう一段、民有地が下がっているんですね。ですから、公園のほうを上がって行って、道路があつて、さらに民有地が下がっています。そこを中心から振り分けて4メートル以上の道路に将来はしたいと思しますので、今回はこの擁壁をそのまま生かした公園をつくって、将来的には住民の建て替え等があったときに、公園も全体の擁壁ももう一回つくり直しながら、この道路をどう広げていくかは議論をしていきたいなという検討で、来年度の整備はそう考えてございます。

委員                これは大変嫌な質問だと思うんですが、将来というのは一体どのぐらいの将来かということをちょっと伺いたいんです。近い将来か、それとも遠い将来かという。

土木担当部長      そういう意味では、民有地の建て替え等でございますので、そういうときですから、ちょっと見通しは立ってございません。そういうふうにご考えてございます。

会長                だから、逆に今のようなことを言うなら、民地側はわからないから、今のこの道路の真ん中の法線で公園側にちゃんと2メートルセットバックした公園整備を一遍にやったほうがいいじゃないですかと。そのほうが筋でしょうという質問なんですよ。

みどり公園課長    訂正いたします。この擁壁部分については土木管理課と一緒に、中心振り分けて2メートル下がるように厳しく言われていますので、その方向で擁壁が長いのでかなりの費用がかかるので、それができるかどうかというのは、来年の工事の予算を決めていく中で区としてはできるだけ努力はしていきたいと考えてございます。

道路についてはいろいろ道路部署との協議が、私どもとして公園で説明すると信用できないという話もあるんですが、きちっと道路とは話をして、できる限り公園整備に当たって道路とも調整をしていくということで進めています。ただ、実際に今、来年の工事なものですから、やるような方向では考えていますが、できるとお約束できるかという部分でいけば、部長が言うように将来という話も出てくる場合がございます。

そうしたら、都市計画決定なんて関係なく予算付けはやるというふうに、我々都計審側から見ると、いろんな計画決定をしても、その事業費の付け方によっては道路に化けたり公園に化けたり、何になるか分からない。それで面積だけ決めろという審議会だとすると、我々審議会を非常にばかにしているというふうに会長としては言わざるを得ないですね。そうしたら、本当の公園はどれだけで、道路はどれだけだというように都市計画決定の資料をちゃんと整えてください。さっきの杉並方式はもう認めませんというふうにこの審議会としては言わざるを得ないんですね。数字にごまかしがありますと認めちゃっているんだもの。

そうしたら、今度から公園の案件は全部その協議が進んで、本当の公園の図面にしてここに出してください、これだと本当にどうなるかわからない図面だけで審議して答申しろということになりますでしょうって、それをさっきから皆さんがいろんなことで突いているわけですよ。どちらかという、公園というのは、杉並区だって全体の公園面積が足りないというから、公園と言えばみんないいでしょうと言うと思っている。それを悪用しているというふうに我々が理解すると困るんじゃないかな。

やっぱりこうやって 0.21 ヘクタールの公園ですよ、街区公園ですよと言ったら、0.21 を街区公園にきなさいよと。そうすると、周りがこんなに貧相な道路なのに、何で全部公園と決めてしまうのと。この都市計画決定の議案のところの 0.19 ヘクタールという公園面積にして、買うのは 0.21 買っても、ほかは公園じゃないものに使いますという説明にしてくれたほうがよっぽどいいんじゃないかと思うんですけれどもね。そうすると、買うときに公園じゃないところはどうするんだと防衛省のほうだって聞くかもしれないしね。財務省の管財のほうだって、後はどうするんだと聞くと、全部の図面をきちり作らないとできないということになるでしょう。何となくここをこういう抜け道にしようというふうに見られたら、行政としてもつまらないんじゃないですか。

大体、いろんなところで経験しているんですが、公園部隊は必ずこういうことをやるんですよね。それで、でき上がってみると、そんな道路は我々公園の中につくりませんって最後に居直られたって、道路が貧相なままになるんじゃないかと思うんです。だから、そういうことにならないようにしていただきたいということですね。ここも1回公園として竣工したときの竣工図面をここに報告していただくというのが一番手っとり早いんじゃないかな。

土木担当部長 きちんにご説明できなくて誠に申し訳ありません。この公園が将来、道路計画についてどの辺までセットバックするとかいう計画がございますので、それはきちんと作って次回にご説明を……。

会長 今日はどうする？

土木担当部長 今日は案件を出しましたので、これで……。

会長 継続案件にしちゃう？

土木担当部長 ご審議いただいて、ご承認の決定をいただいて、早目に都市計画公園として……。

会長 いやいや、都市計画公園として整備されちゃ困るとみんな言っているんだよ。これだけ全部を。そう皆さんは言っているわけ。だって、あなたの担当から見れば、道路を広げようと、みんながそっちを推してくれているんじゃない。この道路だって、消防自動車がちゃんと入れるぐらいのものにしてあげたほうがよっぽどいいじゃないですか。そういうことを皆さんが言い出したんだけれども、どうしましょうか。皆さん、どうしますか。

委員 私、地元なのでよくここを知っているんですけども、この4ページの 番の写真の道路というのは、ここは別に道路じゃなくてもいいんですよ。この崖の下にこっちの資料の……。

会長 だけれども、このこの民地の人から見たら、この道路だけに接道しているわけでしょう。

委員 いえいえ、この下の南側にあるんです、ちゃんとした道路が。5メートルぐらいの道路があって、救急車とか消防車はそこに入れるんですよ。玄関も皆さん南側にあるんですね。この 番の道路というのは、その人たちから見たら北側にある道路なんですね。

会長 接道はできているんですね。 この2戸はできていないじゃない。

委員 そうですね。その一番右の上の2戸はそうなっていますけれどもね。ただ、余りこの道路を広げてくれとか、そんな話はこの間の説明会では全く出なくて、全然不自由していないと。

会長 いや、こういう道路はいけないうんですよ。

委員 ある意味、ここは別に道路じゃなくてもいいんです。道路をつぶしちゃってもいいぐらいの道路なんですよ。ちょっと乱暴な意見ですけども。

会長 どうしますかね。原案どおりにしておいて、もう一回ちゃんと精査していただいて、変更するならもう一回、変更するということが必要なら……。すぐ変更というのはちょっと格好がつかないものね。いや、そうじゃなくて、今

までの杉並ルールならルールを全部直しますというなら、多分、その一括の中でやる以外ないと思うんです。だから、公園のときはもう少し周りの道路とかね。

この間の天沼公園のときだって、どうしてこれを全部公園にするのという意見もあって、現場まで見せていただいたときに、あの木のところまでは道路にしちゃっておいたほうがいいんじゃないのという意見が現場では大分出たけれども、この審議会としてはあれを全部公園で決定しました。今はどうなっているか、実は私はまだ行ってないから知らないんですけどもね。そういうのが、何となく公園にしておけばいいんじゃないか、というふうじゃない整理の仕方を今後していただくということでどうですかね。要するに、委員の中には早く決めておいて先に行ってしまったほうがいいのかというご意見もあるようだから。

委員

手続き上、今のタイミングが重要だということであれば、この道路が実態はどういう面積になるという資料を後で送っていただく。この敷地そのものを公園にすることが反対ではないので、数字的な整理ができていないんじゃないかというのがそもそも私の最初の疑問だったので、それを整理した資料を後で送っていただくということには最低限していただきたいなと思います。

委員

もうちょっと周辺の道路の状況をきちっと出してもらえば、救急車だとか消防車がどの辺まで入れるかというのが分かるので、それを見れば、私はあえてこの番のところの道路は車がそんなに入り込めないようにしたほうがいいなと思うんですよ。だから、現況のところでもう公園で決定してもらって、早くね。地元要望としては何とか早く公園にしてほしいという声が強いのので、できれば私としては、早くもうこの計画どおり公園で決めてもらいたいなと。

あと、道路については、さっき さんも言われたように、消防車も救急車も結構入れるんですよ。そういう点では、救急体制とか防災体制とかはそんなに支障はない道路環境だと思っているので、できれば、今日このまま公園として決定してほしいなという思いなんです。

会長

ほかに何かご意見はありますか。

委員

今ちょっと道路の問題なんですけれども、位置指定道路とかいうのは、建築のほうで敷地が接していなければならぬ道路として位置を指定するということになる、将来とも4メートルまで広げなければいけないという義務がかかってくるような道路になると思うんですけれども、そういう性格の道路



であるのかないのかというのが今の議論の一番の分かれ目になるかと思うんですね。

承っているお話からすれば、公園に接しているところの道路はいわゆる建築基準法上の道路として認めなくていいんだという考え方のほうが相当だとすれば、今の面積で決定をすることに私は異論はないと思いますが、4メートルない道路をきちんと4メートルにしていこうという狭隘道路の整備を区としてはずうっと長いことかけてやってきているので、その流れとのすり合わせというのか、理解の仕方をどちら側でとるのかというあたりを方針としてきちっとお示しいただくのが本当は一番よろしいところではないかと思いました。道路というよりは、私は建築基準法との兼ね合いをご整理いただくことが必要だったんじゃないかなと感じましたので、ちょっと意見として申し上げます。

会長                   それは、さっきみどり公園課長がそういうことをしなければいけないことになっていると言うからね。

委員                   この4メートルというのは、僕はちょっと筋が違うような気がするんですね。

会長                   だから、工事の予算が取ればやるし、取れなかったら今回はやらないと言うから。

委員                   ちょっと反対側のことを考えると、今の2メートルセットバックをやっているかなければならない動機はほとんど民地側がないということが今のご説明で私は分かったような気がするんですよ。反対側に接道しているんだからというのがある。そうすると、この公園に接している道路について、基準法上の道路にするように民地側が努力する必要が全くないところのような気がするのので、扱いについては少しデリケートな気がします。私としてはこうしてくださいという意見で申し上げるのではないんですが、若干気になるころではあります。

土木担当部長       今ちょっと資料はございませんけれども、土木管理課長のほうから、この周辺の道路の2項とか位置指定とかございますので、それだけご説明させていただきたいと思います。

道路管理課長       先程の敷地に沿った狭い道路は、建築基準法の42条の2項となっておりますので、この道路につきましては中心から2メートルセットバックするという形で基本的には公園との調整を行いまして、ただ、都市計画決定区域との関連で見ますと、道路と公園が重複するという問題がありますので、その辺を次回、整理させていただきたいと考えております。

会長

ほかにはどうでしょう。

もしなければ、原案どおり先に行ったほうがいいんじゃないかという意見と、いろんな整理をちゃんとしていただきたいという両方ありますが、この公園決定をするのに大反対という意見は無いようなので、さっきのような意見が議事録に残りますから、それ相応の対応をしていただくということで、この和田一丁目公園については原案どおりご承認いただけますか。

(異議なし)

会長

では、どうもありがとうございました。

それでは、この件については異議なしということで区に報告することになります。

それでは、どうもありがとうございました。以上で審議案件の審議を終了します。

あと、事務局から何か連絡がございましたらお願いします。

都市計画課長

次回の開催につきましては、現在のところまだ日程のほうは決まってございません。開催時期が決まり次第、調整の上、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、以上で本日の予定の議事はすべて終了しましたので、第157回杉並区都市計画審議会を閉会します。どうも皆さん、ありがとうございました。

了